

証券コード 8007
(発送日) 2026年6月3日
(電子提供措置開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地
高 島 株 式 会 社
代表取締役社長 高 島 幸 一

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tak.co.jp/ja/index.html>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8007/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) において、賛否をご入力の場合、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

- 1 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 1. 第138期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第138期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない社外取締役を除く。）の報酬内容改定の件
- 4 招集にあたっての決定事項
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い
申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会に
ご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出ください。

日 時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



**インターネット等で議決権
を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案
の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



**書面（郵送）で議決権を
行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対す
る賛否をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

議決権行使書用紙
議決権行使書はこちら
株主総会ホームページ
ログイン用QRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。



POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

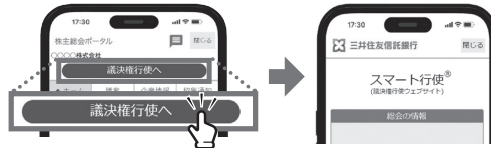
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2026年6月22日（月）午後5時まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの売上高は90,642百万円（前連結会計年度比4.1%減）、営業利益は2,102百万円（同1.2%減）となりました。各セグメントの経営成績については後述のとおりであります。

経常利益につきましては、2026年5月13日付けで公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、株式会社DG Takashimaの事業継続が困難となったこと、並びに同社における不正な資金流出があったことに関連する損失計上等の影響によって、1,523百万円（同24.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、政策保有株式売却による特別利益等の影響により、1,225百万円（同21.8%減）となりました。

EBITDAは4,013百万円（同7.2%増）となりました。

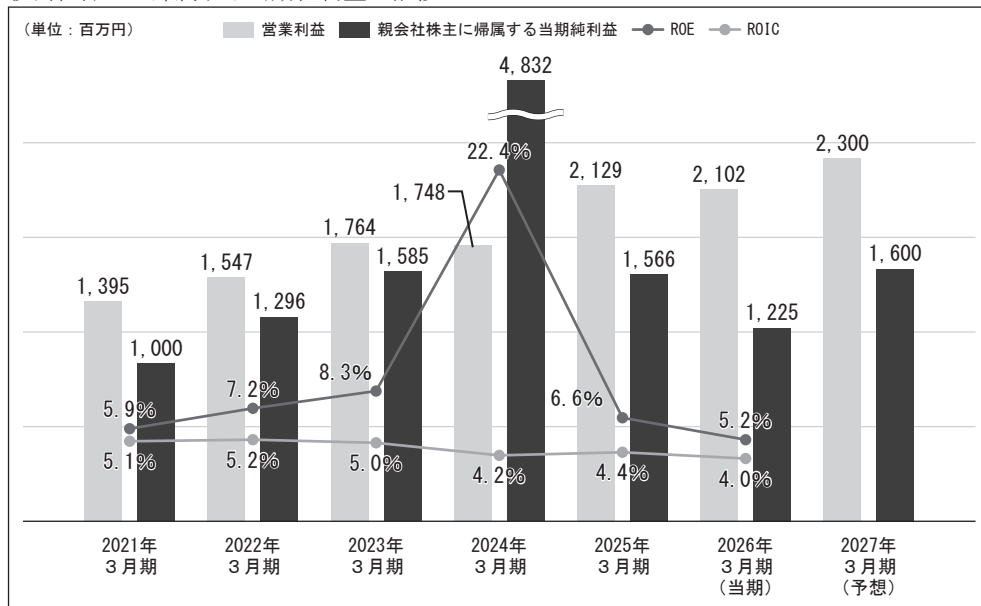
ROEは5.2%となり資本コストを下回り、ROICは4.0%となりWACCを下回りました。ROEにつきましては、当期純利益が減少した影響等により1.4pt減少、ROICにつきましては、成長投資継続により投下資本が増加した影響等により0.4pt減少いたしました。WACCにつきましては、株主資本コスト及び有利子負債コストの上昇により1.6pt上昇いたしました。

(単位：百万円)

	前期	当期	増減額	増減率
売上高	94,503	90,642	△3,860	△4.1%
営業利益	2,129	2,102	△26	△1.2%
経常利益	2,024	1,523	△500	△24.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,566	1,225	△341	△21.8%
EBITDA	3,744	4,013	268	7.2%
ROE	6.6%	5.2%	△1.4pt	—
ROIC	4.4%	4.0%	△0.4pt	—
株主資本コスト	5.0%	6.8%	1.8pt	—
WACC	3.5%	5.0%	1.6pt	—

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 増減率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。
3. EBITDA：営業利益＋減価償却費＋のれん償却費

親会社株主に帰属する当期純利益の推移



セグメント間取引の消去前のセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、各セグメントにおける利益の状況及び各部門が直接的に担う利益水準をより明確にするため、全社費用の配賦基準を変更しております。

前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

<セグメント売上高>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比		
建材	61,017	64.5%	58,434	64.4%	△2,583	△4.2%
産業資材	17,998	19.0%	17,968	19.8%	△29	△0.2%
電子・デバイス	15,514	16.4%	14,289	15.8%	△1,225	△7.9%
合計	94,531	100.0%	90,692	100.0%	△3,839	△4.1%
調整額	△28	—	△49	—	△21	—
連結計算書類計上額	94,503	—	90,642	—	△3,860	△4.1%

(注) 調整額はセグメント間取引の消去であります。

<セグメント利益>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	営業利益	構成比	営業利益	構成比		
建材	1,851	52.7%	1,722	50.5%	△129	△7.0%
産業資材	939	26.7%	1,222	35.8%	283	30.1%
電子・デバイス	726	20.6%	468	13.7%	△257	△35.5%
合計	3,517	100.0%	3,413	100.0%	△104	△3.0%
調整額	△1,388	—	△1,310	—	77	—
連結計算書類計上額	2,129	—	2,102	—	△26	△1.2%

(注) 調整額はセグメント間取引の消去及び各報告セグメントに配分していない全社経費であります。

①建材セグメント

建材セグメント全体の売上高は58,434百万円（同4.2%減）、セグメント利益は1,722百万円（同7.0%減）となりました。

住宅分野は、好調に推移し、増収となりました。再生可能エネルギー資材分野は、住宅向け蓄電池販売が好調に推移したことに加え、2025年2月に連結子会社となった株式会社サンワホールディングスの業績が寄与し、増収となりました。非住宅分野は、基礎関連工事等が低調に推移したことにより、減収となりました。セグメント利益については、セグメント売上の減少に加え、業績拡大に向けた営業活動費用が増加したことにより、減益となりました。なお、2026年1月1日付で、株式会社サンワホールディングス、株式会社サンワシステム及びサンワグループホールディングス傘下他6社は株式会社サンワシステムを存続会社とする吸収合併をいたしました。

②産業資材セグメント

産業資材セグメント全体の売上高は17,968百万円（同0.2%減）、セグメント利益は1,222百万円（同30.1%増）となりました。

樹脂関連資材分野は、自動車関連や電子機器・精密機器関連の部材・物流資材に加え、医療関連の受注も増加しました。さらにアミューズメント関連でリサイクル樹脂製品の販売が拡大し、増収となりました。一方、繊維関連資材分野は、産業用機能性繊維、とりわけ防衛関連分野が拡大したものの、ランドセル資材の需要減少や、アパレル事業における「選択と集中」の推進に伴う一部事業の縮小により、減収となりました。セグメント利益については、売上構成の改善に加え、連結子会社の生産機能活用による工場稼働率の向上が大きく寄与し、増益となりました。

③電子・デバイスセグメント

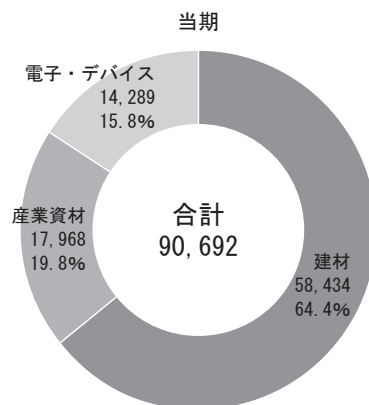
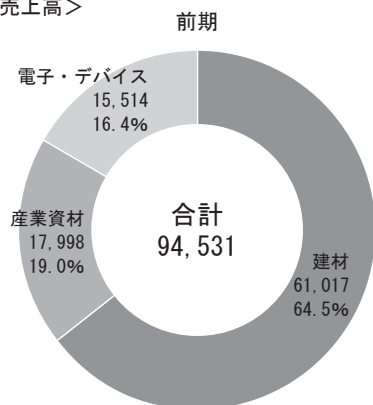
電子・デバイスセグメント全体の売上高は14,289百万円（同7.9%減）、セグメント利益は468百万円（同35.5%減）となりました。

日本国内の民生電子機器市場、白物家電市場は中国企業がシェアを急速に拡大し、当社の顧客層である大手日系電機メーカーは一部では事業売却を含めた厳しい選択を強いられる状況となっております。デバイス分野は主要顧客にて電子部品の供給不足の反動で積み上がっていた部品在庫が解消に向かう一方で、後半期のマーケットの失速により前期並みでの推移となっておりますが、連結決算で使用する換算レートの違いにより減収となりました。アセンブリ分野は、デジタルカメラ関連が低迷したことに加え、白物家電向け基板実装が日本国内製品向け、アセアン製品向け共に中国企業に押され、低調に推移し減収となりました。

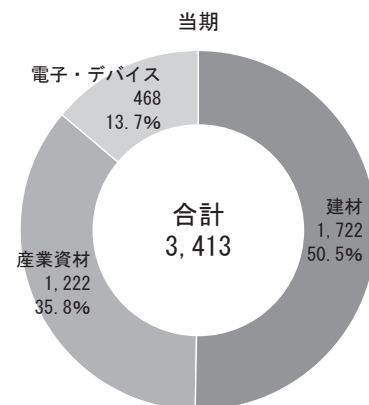
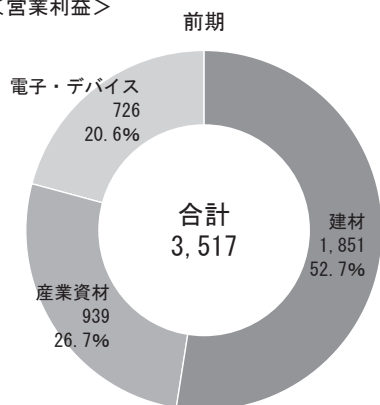
売上高、営業利益のセグメント別構成比は次のとおりです。

(単位：百万円)

<売上高>



<営業利益>



2. 資金調達状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

5. 対処すべき課題

当社グループでは2023年4月より中期経営計画「サステナV（バリュー）」（2023年4月より2026年3月までの3ヵ年計画）を遂行しており、「サステナV（バリュー）」で目標としていた経営指標に対する実績は以下の通りとなりました。

	サステナV（バリュー）目標値	2026年3月期実績値
親会社株主に帰属する当期純利益	19億円	12億円
ROE	8%以上	5.2%
ROIC	6%以上	4.0%
総還元性向	100%	133.5%

また、当社グループでは、2026年4月より中期経営計画「サステナ＋スパイラル（サステナ ポジティブスパイラル）」（2026年4月より2029年3月までの3ヵ年計画）を遂行しております。

本計画は、成長を軌道に乗せる3年間と位置づけ、既存事業の成長や実行してきた戦略的取り組みによる利益貢献化を進め、投資によるリターンが次の投資を呼ぶ「持続的好循環の創出」をテーマとして、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

本計画においては、以下の3つの基本方針を推進してまいります。

- ①資本コストと企業価値を意識した経営の推進
 - ・社会課題と成長性を捉えた事業ポートフォリオの変革
 - ・累進配当による積極的な株主還元継続
- ②投資の好循環の創出
 - ・グループシナジーの拡大によるリターン向上
 - ・100億円規模の戦略投資の継続
- ③稼ぐ人財の持続的輩出
 - ・多彩なキャリア型人財による稼ぐ人財輩出基盤の確立
 - ・成長支援体制の運用と投資の実行

これらの取り組みを通して、資本効率の向上と社会課題解決を両立させ、広く社会から支持され、持続的な成長を実現できる高島グループを目指してまいります。

【中期経営計画 目標とする経営指標】

	2029年3月期
売上高	1,100億円
営業利益	30億円
親会社株主に帰属する当期純利益	20億円
ROE	8%以上

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第135期 (2022年度)	第136期 (2023年度)	第137期 (2024年度)	第138期 (2025年度) (当連結会計年度)
売上高	79,683	90,120	94,503	90,642
営業利益	1,764	1,707	2,129	2,102
経常利益	1,939	1,963	2,024	1,523
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,585	4,809	1,566	1,225
1株当たり 当期純利益 (単位：円)	44.36	135.84	45.70	35.88
総資産	53,060	60,409	60,076	57,090
純資産	19,539	23,578	23,924	23,169

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、第135期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 第138期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第137期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
岩水開発株式会社	110 百万円	100%	建築基礎工事、土木工事、地盤調査、設計、フランチャイズ事業
新エネルギー流通システム株式会社	11	100	電気工事の設計・施工、オール電化製品や太陽光発電システムの電気工事、太陽光発電システムの販売
株式会社サンワシステム	45	100	太陽光発電システムの販売・施工・メンテナンス
高島インダストリーズ株式会社	350	100	産業用繊維、樹脂材料や成形品、鉄道用車輛部品、環境関連製品等の設計・加工・販売
ハイランド株式会社	70	100	縫製加工製品の開発・製造・販売、膜構造の設計・加工及び産業・医療用物流資材の販売
アイタックインターナショナルジャパン株式会社	340	100	電子部品、電子機器他の販売、生産技術・品質管理支援
iTak (International) Limited	140,000 千香港ドル	100	電子部品、電子機器の販売、生産技術・品質管理支援
iTak International (Shanghai) Limited	1,655 千人民元	100	電子部品、電子機器他の販売
iTak International (Thailand) Limited	450,000 千タイバーツ	100	電子部品、電子機器の製造及び販売

- (注) 1. 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。
2. 2025年4月1日付で、当社の連結子会社である高島インダストリーズ株式会社を存続会社、当社の連結子会社であったシーエルエス株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。
3. 2026年1月1日付で、当社の連結子会社である株式会社サンワシステムを存続会社、当社の連結子会社であった株式会社サンワホールディングス他6社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。

8. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、テント倉庫、省エネ照明、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、医療用物流資材、その他工業資材
電 子 ・ デ バ イ ス	電子部品、電子機器

9. 主要な営業所（2026年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
	北 海 道 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
	中 国 営 業 所	広 島 県 広 島 市
	九 州 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
岩 水 開 発 株 式 会 社	本 社	岡 山 県 岡 山 市
新エネルギー流通システム 株 式 会 社	本 社	福 岡 県 大 野 城 市
	埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市
	盛 岡 支 店	岩 手 県 盛 岡 市
	京 都 支 店	京 都 府 京 都 市
株式会社サンワシステム	本 社	東 京 都 品 川 区
	五 島 支 店	長 崎 県 五 島 市
高島インダストリーズ株式会社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
ハイランド株式会社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	工 場	栃 木 県 那 須 塩 原 市
アイタックインターナショナル ジ ャ パ ン 株 式 会 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
iTak International (Shanghai) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 上 海
iTak International (Thailand) Limited	本 社	タ イ 王 国 バ ン コ ク
	工 場	タ イ 王 国 チ ョ ン プ リ

10. 従業員の状況（2026年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
	名	名
建 材	546(131)	1
産 業 資 材	198(161)	△8
電 子 ・ デ バ イ ス	400(8)	22
全 社 （ 共 通 ）	56(9)	△31
合 計	1,200(309)	△16

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

11. 主要な借入先（2026年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,150
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,116
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,700
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,236
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	599
株 式 会 社 伊 予 銀 行	593

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 112,000,000株

(注) 2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は56,000,000株増加し、112,000,000株となっております。

2. 発行済株式の総数 34,071,534株（自己株式306,450株を除く）

(注) 2025年6月に実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数（自己株式を含む）は前期末に比べ73,900株減少した後に、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は17,188,992株増加し、34,377,984株（うち自己株式は306,450株）となっております。

3. 株主数 23,068名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
高島取引先持株会	4,678	13.73
平和株式会社	1,520	4.46
東京海上日動火災保険株式会社	825	2.42
高島従業員持株会	580	1.70
高島幸一	545	1.59
セイシヨク株式会社	266	0.78
高島義治	248	0.73
山田幸吉	191	0.56
キョーワ株式会社	178	0.52
高島役員持株会	172	0.50

(注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式を306,450株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

2025年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行済株式総数（自己株式を含む。）及び発行可能株式総数は、それぞれ下記の通り増加しております。

株式分割により増加した株式数 17,188,992株
株式分割後の発行済株式総数 34,377,984株
株式分割後の発行可能株式総数 112,000,000株

(注) 2025年6月に実施した自己株式の消却により、発行済株式総数（自己株式を含む。）は、17,262,892株から17,188,992株へと、73,900株減少しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対して、役位に応じて譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を採用しており、当事業年度中に交付した株式数は次のとおりであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	11,301株	3名
社外取締役 （監査等委員を除く）	470株	1名
監査等委員である取締役	2,350株	5名

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長 社長執行役員	
後藤 俊夫	取締役 専務執行役員 産業資材・デバイス機能管掌 電子・デバイス事業本部長	iTak (International) Limited 代表取締役社長 高島インダストリーズ株式会社 取締役
山本 明	取締役 専務執行役員 建材機能管掌 建材事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 監査役
河合 順子	取締役（社外）	株式会社鎌倉新書 社外取締役（監査等委員） 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 社外取締役 MIC株式会社 社外監査役
宇治田 明史	取締役（社外） （監査等委員・常勤）	
桃崎 有治	取締役（社外） （監査等委員）	桃崎有治公認会計士事務所代表 株式会社プロジェクトホールディングス 社外取締役 （監査等委員）
篠 連	取締役（社外） （監査等委員）	シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 （監査等委員）
青木 寧	取締役（社外） （監査等委員）	
坂本 修一	取締役（社外） （監査等委員）	三菱ケミカルグループ株式会社 社外取締役 日華化学株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役河合順子氏、取締役（監査等委員）宇治田明史氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏、取締役（監査等委員）青木寧氏及び取締役（監査等委員）坂本修一氏は社外取締役であります。
2. 取締役河合順子氏、取締役（監査等委員）宇治田明史氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏及び取締役（監査等委員）青木寧氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宇治田明史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、保険会社との間で取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されません。

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、以下(1)内において同じ。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議に関する内容について、報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足る報酬制度を前提に、個々の取締役報酬については、他社水準、従業員給与等とのバランスを考慮し、部分的に短期業績及び個人貢献度を評価することで、役位に応じた適切な報酬水準となることに重点を置いております。

また、連結グループ業績の向上を意識した経営となるよう利益連動金銭報酬制度を導入し、あわせて中長期において持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を明確化させるため譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

各報酬の割合に関しては、中長期的な経営成績を重視し固定報酬の比率を高めめに設計し、概ね固定報酬55%：変動報酬30%：株式報酬15%を目安としております。

a. 基本報酬に関する方針

固定報酬と業績報酬で構成されております。固定報酬は、役位別に定めた額を、業績報酬は、役位別に定めた基準業績報酬に前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた業績報酬係数と個人別貢献度係数を乗じて算出した額を年額とし、これを12分割した額を毎月支給しております。個人別貢献度係数については、報酬委員会の審議により決定しております。

b. 利益連動金銭報酬に関する方針

利益連動金銭報酬は、利益連動金銭報酬を計上した後の「親会社株主に帰属する当期純利益」が10億円以上の場合に支給するものとしております。支給額に関しては、まず、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じて定められた支給率を乗じることで代表取締役社長への個別支給額（以下「基準額」という。）を算出し、次に、基準額に対してあらかじめ定められた役位別係数を乗じて、代表取締役以外の各対象取締役への支給額を算出いたします。なお、支給時期は、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は100百万円を限度としております。

c. 株式報酬に関する方針

取締役選任時（重任含む。）に譲渡制限付株式を、役位別に定めた額に相当する株式を付与しております。なお、譲渡制限は取締役退任時に解除されます。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決議方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであるとして判断しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	117	78	23	16	4
(うち社外取締役)	(5)	(5)	(-)	(0)	(1)
取締役 (監査等委員)	55	51		3	5
(うち社外取締役)	(55)	(51)	(-)	(3)	(5)
合 計	173	129	23	20	9
(うち社外役員)	(61)	(56)	(-)	(4)	(6)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は1,225百万円です。当該指標を選択した理由及び算定方法等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ. 6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額320百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、7名です。このほか、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、利益連動金銭報酬制度の改定の決議をいただいておりますが、報酬限度額は変更していません。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、6名です。

また、譲渡制限付株式報酬制度については、2024年6月25日開催の第136回定時株主総会において、支給対象を、社外取締役を含む取締役 (監査等委員である取締役を除く。) とすること、また年額320百万円の報酬限度額とは別枠で年額60百万円以内 (うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、発行又は処分する普通株式の総数は年96,000株以内 (うち社外取締役分は年16,000株以内) として支給することを決議しております。譲渡制限付株式報酬制度の決議の対象となる、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は、4名です。

(4) 監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第136回定時株主総会におい

て、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、5名です。

また、2024年6月25日開催の第136回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議をいただいております。譲渡制限付株式報酬制度については、年額80百万円の報酬限度額とは別枠で、年額10百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年16,000株以内として支給することを決議しております。譲渡制限付株式報酬制度の決議の対象となる、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

3. 社外役員に関する事項

	取締役	取締役（監査等委員）				
	河合 順子	宇治田明史	桃崎 有治	篠 連	青木 寧	坂本 修一
(1) 重要な兼職先と当社との関係	(別記1)	—	(別記2)	(別記3)	—	(別記4)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)	(別記5)
(4) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—	—	—	—
(5) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—	—	—	—

(別記1) 取締役河合順子氏は、株式会社鎌倉新書の社外取締役（監査等委員）及び株式会社マツキョココカラ&カンパニー社外取締役並びにMIC株式会社社外監査役であり、兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 取締役（監査等委員）桃崎有治氏は、桃崎有治公認会計士事務所代表及び株式会社プロジェクトホールディングス社外取締役（監査等委員）であり、各兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 取締役（監査等委員）篠連氏は、シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であり、兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記4) 取締役（監査等委員）坂本修一氏は、三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役及び日華化学株式会社社外取締役であり、兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記5) 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役	河合 順子	<p>2025年6月24日就任以降開催した取締役会11回のうち11回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>弁護士としての長年にわたる豊富な実務経験と監査能力に基づく専門的な視点から、リスクマネジメントや法令遵守、コーポレートガバナンスに関し、適宜有益な助言を述べておられます。また、他社での社外役員経験を活かし、重要討議事項を含む経営全般に対して積極的に意見を表明することで、取締役会の建設的な議論と実効性の強化に大きく寄与されました。これらの活動を通じて、当社の持続的な企業価値の創造と株主価値の向上に多大な貢献をいただいております。</p>
取締役 (監査等委員 ・常勤)	宇治田明史	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>企業経営、財務、リスク管理等に関する経験に基づいた発言を適宜行っております。取締役会では、企業価値に影響を及ぼす経営計画の策定や買収案件などの重要な事案について積極的、建設的に発言や提言を行いました。また、グループ全体のリスク状況を把握したうえで監査活動を行うとともに、監査等委員会の委員長として実効性の高い委員会運営を行い、当社のガバナンス向上に貢献いたしました。指名委員会、報酬委員会においても委員長として公正な委員会運営を行い、役員人事や役員の評価とそれに基づく報酬決定等についての議論を主導いたしました。</p>

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	桃 崎 有 治	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>取締役会では、長年にわたり公認会計士として会計監査、経営コンサルティングに携わり、また他の会社の社外取締役や社外監査役・監査等委員を複数社経験していることから、コーポレートガバナンスや経営監査、リスクマネジメントに関する豊富な経験と高度な専門知識を活かし、当社グループにおける財務・会計、情報開示の在り方、内部統制システム、事業ポートフォリオマネジメント、企業価値向上策等に関する発言を行い、適切な経営の監督に反映させることにより、取締役会の実効性の向上に貢献しました。</p> <p>指名・報酬委員会では、コーポレートガバナンスの土台となる経営陣幹部・取締役の「指名」「報酬」の議論に参加することで、経営陣幹部・取締役の規律付けに貢献しました。</p> <p>監査等委員会では、内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングするとともに、内部監査部門と会計監査人との単なる連携を超えた監査機能の実効性のある運用を行い、中長期経営計画の進捗状況等について適宜発言を行い、監査等委員会の実効性の向上に貢献しました。</p>
取締役 (監査等委員)	篠 連	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>弁護士としての長年にわたる訴訟関係、リスクマネジメント等に関する専門的知識・経験に基づく意見等を述べ、さらに、他社での社外取締役の経験を活かし、コーポレートガバナンスに関する対応、リスクコンプライアンスに対する対応、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。</p>

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青木 寧	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>大手消費財化学メーカーでの要職と社外団体での活動等の豊富な経験と見識に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行うとの期待される役割に対し、取締役会における重要討議事項等経営全般に関する事項、事業改革やサステナビリティ経営、人的資本経営の推進に関する事項、監査等委員会における重要な監査事項、並びに指名・報酬委員会における人財育成・報酬制度の課題に関し、積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	坂本 修一	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>石油化学、及びヘルスケア領域での事業経験、また経営企画・経理財務・IT部門等での業務経験と経営的立場での豊富な経験からの知見により、会社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行うとの期待される役割に対し、取締役会における重要討議事項等経営全般に関する事項等に関し、積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。</p>

(注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

4. 執行役員に関する事項（2026年4月1日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次のとおりです。

氏名	地位	担当
山 田 健 一	常務執行役員	価値創造開発・統合戦略機能管掌 経営統合本部長
西 田 努	常務執行役員	産業資材機能管掌 産業資材事業本部長 兼 高島インダストリーズ株式会社 代表取締役社長
押 川 正 裕	上席執行役員	建材機能管掌 建材事業本部長 兼 基礎事業統括部長
佐 脇 雅 也	上席執行役員	電子・デバイス事業本部 副本部長 兼 iTak(International)Ltd. 取締役
高 橋 真 美	上席執行役員	産業資材事業本部 副本部長 兼 高島インダストリーズ株式会社 取締役 兼 ハイランド株式会社 代表取締役社長
徳 本 貴 久	執行役員	経営統合本部長付 統合プロジェクト担当
田 中 仰	執行役員	建材事業本部 エネルギー事業統括部長
小 林 学	執行役員	高島インダストリーズ株式会社 取締役 兼 タクセル株式会社 代表取締役社長
L e u n g P i k M a n	執行役員	iTak(International)Ltd. 取締役COO
尾 崎 雅 弘	執行役員	建材事業本部 建設事業統括部長
大 木 勉	執行役員	経営統合本部 経営戦略統括部長

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

56百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) LimitedおよびiTak International (Thailand) Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性などを検討した結果、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものといたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 執行役員は、取締役会で定められた経営機構及び執行役員の職務分掌に基づいて業務及び職務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行状況を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当役員は、クラウドサービスを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
 - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規定」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティポリシー」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
 - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
 - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営統合本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
 - iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当執行役員がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「業務分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
 - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営統合部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当たる。
 - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当たるとともに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓発を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
 - iii. 内部監査部門はその独立性・専門性を保つとともに、社長直轄の組織としてその指示・命令に従うと同時に、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、監査等委員及び監査等委員会による指示・命令に従い緊密に連携する。（デュアルレポーティングライン体制）
 - iv. 不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営統合本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
 - v. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
 - ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。

- iii. 当社およびグループ会社は、環境保全活動を重要課題と位置づけて、環境負荷の低減活動を推進する。
 - iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本方針」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係を持たず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地区特殊暴力防止対策協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
 - viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
 - ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の補助使用人等及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、補助使用人等を配置するものとする。
 - ii. 補助使用人等の選任に際し会社は監査等委員会と協議しこれを決定するものとする。補助使用人等としての業務に関する評価は、監査等委員会の長が行う。補助使用人が他部署等と兼任しいずれの業務も行う場合、総合的な評価は他部署等の業務の評価と補助使用人等としての評価を合わせ、監査等委員会の長の同意を得て決定する。
 - iii. 補助使用人等に対する指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員以外の取締役その他使用人の指揮命令は受けないものとする。
 - iv. 補助使用人等がその業務に従事していること、又はその業務内容を理由に、補助使用人等に対して不当な評価をしてはならない。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査等委員会に報告する。
 - ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。

- iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
 - ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
 - ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、策定した「コンプライアンスプログラム」の推進、見直しの実施を行うとともに、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 内部監査体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施いたしました。また、監査等委員会（当期中に14回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量買付提案であっても、それが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。現在、当社では特定の買取者による支配を防止するための取り組み（いわゆる買取への対応方針）は導入しておりませんが、今後も引き続き業績の向上に努め、市場からの適正な評価を得ることで、株主の皆様の信頼に応えてまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図り、「戦略的投資を伴う持続的成長企業」を目指して成長投資を継続する一方で、資本効率性を意識し、株主還元を実施することを基本方針としております。

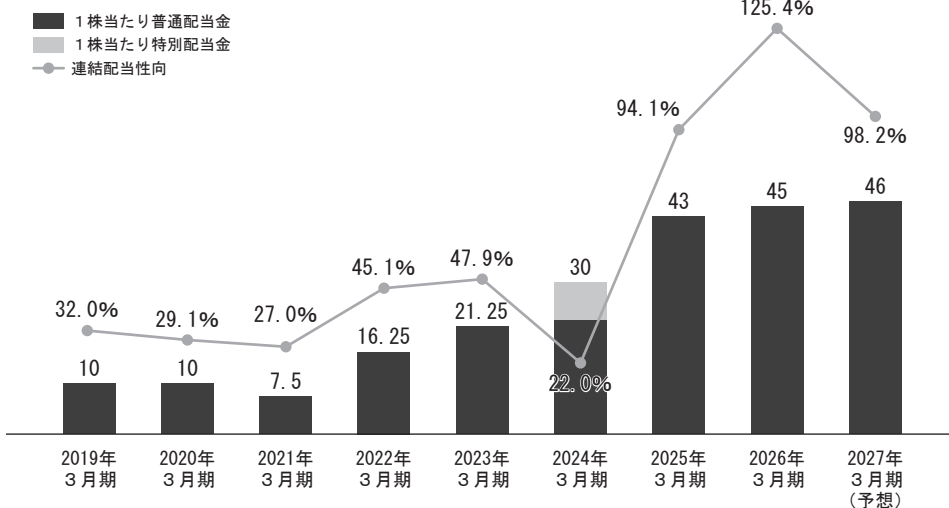
具体的には、中期経営計画サステナV（バリュー）において、連結配当性向40%以上の配当を毎期行い、総還元性向50%を目標に機動的な自己株式の取得・消却を実施することとしておりましたが、ROE8%以上の達成に向けて資本効率性のさらなる向上が必要であるという認識のもと、サステナV（バリュー）の最終年度までの2年間（2025年3月期及び2026年3月期）の限定措置として、配当性向80%以上、総還元性向100%と変更いたしました。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり22.5円としております。すでに2025年9月30日に実施済みの中間配当金1株当たり22.5円（2025年10月1日株式分割を考慮した金額）とあわせまして、年間配当金は45.0円、配当性向は125.4%となります。2026年2月に実施いたしました自己株式の取得99百万円と合わせまして、総還元性向は133.5%となります。

なお、2026年4月より遂行しております中期経営計画「サステナ⁺スパイラル（サステナポジティブスパイラル）」においては、安定した配当を継続することを基本とし、資本効率の向上を意識し、累進配当を柱とする新たな配当方針を導入いたしました。加えて機動的な自己株式の取得を行うことで、充実した株主還元の継続を図ってまいります。

(単位：円)

年間配当の推移



※2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、2023年度以前の1株当たり配当金は、株式分割後の金額で表示しております。
※2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、2025年度以前の1株当たり配当金は、株式分割後の金額で表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	41,371	流動負債	24,212
現金及び預金	10,532	支払手形及び買掛金	11,979
受取手形	1,776	電子記録債務	3,100
売掛金	13,115	短期借入金	1,580
電子記録債権	2,169	契約負債	1,420
契約資産	2,270	1年内償還予定の社債	170
商品及び製品	6,595	1年内返済予定の長期借入金	2,691
仕掛品	138	未払費用	853
原材料及び貯蔵品	1,587	未払法人税等	938
未成工事支出金	163	未払消費税等	289
前渡金	1,219	賞与引当金	551
前払費用	105	役員賞与引当金	23
未収入金	1,531	その他	613
未収還付法人税等	0	固定負債	9,708
その他	195	社債	340
貸倒引当金	△30	長期借入金	7,113
固定資産	15,718	繰延税金負債	194
有形固定資産	6,507	再評価に係る繰延税金負債	14
建物及び構築物	1,692	退職給付に係る負債	121
機械装置及び運搬具	2,468	その他	1,924
工具、器具及び備品	204	負債合計	33,920
土地	1,927	純資産の部	
リース資産	160	株主資本	21,151
建設仮勘定	55	資本金	3,801
無形固定資産	5,983	資本剰余金	954
のれん	5,095	利益剰余金	16,621
その他	888	自己株式	△226
投資その他の資産	3,227	その他の包括利益累計額	2,018
投資有価証券	821	その他有価証券評価差額金	74
長期貸付金	40	土地再評価差額金	32
長期営業債権	69	為替換算調整勘定	1,874
退職給付に係る資産	438	退職給付に係る調整累計額	36
繰延税金資産	152	純資産合計	23,169
その他	1,815	負債・純資産合計	57,090
貸倒引当金	△110		
資産合計	57,090		

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	90,642
売 上 原 価	77,051
売 上 総 利 益	13,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,488
営 業 利 益	2,102
営 業 外 収 益	410
受 取 利 息	94
受 取 配 当 金	115
受 取 保 険 金	67
雑 収 入	131
営 業 外 費 用	988
支 払 利 息	199
為 替 差 損	22
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	682
雑 支 出	84
経 常 利 益	1,523
特 別 利 益	834
固 定 資 産 売 却 益	58
投 資 有 価 証 券 売 却 益	776
特 別 損 失	61
固 定 資 産 売 却 損	5
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49
固 定 資 産 除 却 損	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,297
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,162
法 人 税 等 調 整 額	△90
当 期 純 利 益	1,225
親会社株主に帰属する当期純利益	1,225

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	3,801	950	17,044	△255	21,540
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,553		△1,553
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,225		1,225
自己株式の取得				△100	△100
自己株式の処分		4		34	39
自己株式の消却		△94		94	-
利益剰余金から資本 剰余金への振替		94	△94		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	4	△422	28	△389
2026年3月31日残高	3,801	954	16,621	△226	21,151

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2025年4月1日残高	671	32	1,687	△7	2,383	23,924
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△1,553
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,225
自己株式の取得						△100
自己株式の処分						39
自己株式の消却						-
利益剰余金から資本 剰余金への振替						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△596	△0	186	44	△365	△365
当期変動額合計	△596	△0	186	44	△365	△754
2026年3月31日残高	74	32	1,874	36	2,018	23,169

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	20,845	流動負債	16,390
現金及び預金	2,633	買掛金	8,515
受取手形	137	電子記録債務	2,666
売掛金	5,877	契約負債	344
電子記録債権	1,520	短期借入金	1,100
契約資産	1,262	1年内返済予定の長期借入金	1,400
商成品	3,412	関係会社預り金	1,212
未成工事支出金	0	未払金	59
前払費用	6	未払費用	282
前払費金	47	未払法人税等	468
関係会社預け金	3,749	未払消費税等	4
未収入金	2,075	リース債務	2
その他	131	預り金	29
貸倒引当金	△7	賞与引当金	268
固定資産	17,583	役員賞与引当金	23
有形固定資産	457	その他	12
建物	108	固定負債	6,541
構築物	0	長期借入金	5,150
機械及び装置	50	長期リース債務	9
工具、器具及び備品	93	預り保証金	1,360
土地	194	再評価に係る繰延税金負債	3
リース資産	10	その他	18
無形固定資産	431	負債合計	22,932
ソフトウェア	395	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	26	株主資本	15,568
施設利用権等	8	資本金	3,801
投資その他の資産	16,694	資本剰余金	954
投資有価証券	633	資本準備金	950
関係会社株式	14,032	その他資本剰余金	4
長期貸付金	0	利益剰余金	11,038
従業員長期貸付金	1	その他利益剰余金	11,038
敷金及び保証金	1,423	別途積立金	700
前払年金費用	375	繰越利益剰余金	10,338
長期営業債権	56	自己株式	△226
繰延税金資産	92	評価・換算差額等	△71
その他	131	その他有価証券評価差額金	70
貸倒引当金	△53	土地再評価差額金	△142
資産合計	38,429	純資産合計	15,496
		負債・純資産合計	38,429

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	46,060
売 上 原 価	40,885
売 上 総 利 益	5,175
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,919
営 業 利 益	256
営 業 外 収 益	732
受 取 利 息	104
受 取 配 当 金	469
債 却 債 権 取 立 益	0
為 替 差 益	3
シ ス テ ム 利 用 料	102
雑 収 入	52
営 業 外 費 用	188
支 払 利 息	155
債 権 譲 渡 手 数 料	19
雑 支 出	13
経 常 利 益	799
特 別 利 益	776
有 価 証 券 売 却 益	776
特 別 損 失	740
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49
固 定 資 産 除 却 損	1
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	684
税 引 前 当 期 純 利 益	836
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	449
法 人 税 等 調 整 額	△65
当 期 純 利 益	451

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2025年4月1日残高	3,801	950	-	950	700	11,534	12,234	△255	16,731
当期変動額									
剰余金の配当						△1,553	△1,553		△1,553
当期純利益						451	451		451
自己株式の取得								△100	△100
自己株式の処分			4	4				34	39
自己株式の消却			△94	△94				94	-
利益剰余金から資本 剰余金への振替			94	94		△94	△94		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	4	4	-	△1,196	△1,196	28	△1,162
2026年3月31日残高	3,801	950	4	954	700	10,338	11,038	△226	15,568

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日残高	671	△142	528	17,260
当期変動額				
剰余金の配当				△1,553
当期純利益				451
自己株式の取得				△100
自己株式の処分				39
自己株式の消却				-
利益剰余金から資本 剰余金への振替				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△600	△0	△600	△600
当期変動額合計	△600	△0	△600	△1,763
2026年3月31日残高	70	△142	△71	15,496

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 悠 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 悠 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

高 島 株 式 会 社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 宇 治 田 明 史^①
監査等委員（社外取締役） 桃 崎 有 治^②
監査等委員（社外取締役） 篠 連^③
監査等委員（社外取締役） 青 木 寧^④
監査等委員（社外取締役） 坂 本 修 一^⑤

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の構築を図るため、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名体制へ変更することに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第13条（条文省略）	第1条～第13条（現行どおり）
第14条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条（招集権者および議長） 株主総会は、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長</u> および <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第22条（条文省略）	第15条～第22条（現行どおり）
第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、 <u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長</u> および <u>取締役社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>第24条～第26条（条文省略）</p> <p>第27条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第28条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>第29条～第43条、附則（条文省略）</p>	<p>第24条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を若干名選定する。</p> <p>第28条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、<u>取締役社長を1名選定する。また、取締役会長、取締役副社長を若干名選定すること</u>ができる。</p> <p>第29条～第43条、附則（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案について同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

たかしま こういち (1952年8月8日生)
高島 幸一

男性

再任

所有する当社の株式数
545,140株
在任年数
24年
取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年2月	プロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社	2003年6月	当社代表取締役副社長
		2004年6月	当社代表取締役社長
2000年7月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター	2016年4月	当社代表取締役社長 兼 産業ソリューション事業本部長
		2016年6月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員 兼 産業ソリューション事業本部長
2002年6月	当社入社 取締役副社長	2018年4月	当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

2

やまもと
山本

あきら
明

(1963年2月9日生)

男性

再任

所有する当社の株式数
74,611株
在任年数
8年
取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1987年4月	株式会社大阪東通（現株式会社関西東通）入社	2018年4月	当社執行役員建材ソリューション事業本部副本部長 兼 東日本統括部長
1991年10月	丸紅合樹製品株式会社（現丸紅ブラックス株式会社）入社	2018年6月	当社取締役 兼 執行役員建材ソリューション事業本部副本部長 兼 東日本統括部長
2010年2月	当社入社 建材事業本部 特販推進大阪ビジネスユニットマネージャー	2020年4月	当社取締役 兼 執行役員建材ソリューション事業本部部長
2011年4月	当社建材事業本部中国営業所長	2021年4月	当社取締役 兼 常務執行役員建材事業本部長
2013年4月	当社建材事業本部西日本統括部副統括部長	2024年4月	当社取締役 兼 専務執行役員建材事業本部長
2014年4月	当社建材事業本部東日本統括部長	2026年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 社長付（現任）
2016年6月	東建エンジニアリング株式会社監査役（現任）		
2017年4月	当社執行役員建材ソリューション事業本部東日本統括部長		

取締役候補者とした理由

山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは、当社取締役として、引き続き建材事業の最重要分野を統括する立場として、2020年4月からは建材事業全体を統括する立場として、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、今後当社のさらなる発展に寄与していただけるものと考え、引き続き取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

3

ごとうとしお
後藤 俊夫

(1959年12月12日生)

男性

再任

所有する当社の株式数
244,882株
在任年数
14年
取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月	当社入社	2020年4月	当社取締役 兼 常務グループ執行役員デバイスソリューション事業本部長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長
1997年10月	当社経営企画室付課長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長	2021年4月	当社取締役 兼 常務執行役員電子・デバイス事業本部長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長
2003年4月	当社電子デバイス担当ディレクター 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長	2023年4月	当社取締役 兼 専務執行役員電子・デバイス事業本部長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長
2009年4月	iTak (International) Limited 代表取締役社長	2024年4月	当社取締役 兼 専務執行役員電子・デバイス事業本部長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長 兼 高島インダストリーズ株式会社取締役
2012年6月	当社取締役 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長	2026年5月	当社取締役 兼 専務執行役員電子・デバイス事業本部長 兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長 (現任)
2016年6月	当社取締役 兼 グループ執行役員 iTak (International) Limited 代表取締役社長		
2018年4月	当社取締役 兼 常務グループ執行役員 iTak (International) Limited 代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しております。2012年以来当社取締役として、電子・デバイス事業を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

4

かわい じゅん こ
河合 順子

(1974年12月10日生)

女性

再任

社外
独立

所有する当社の株式数
940株
在任年数
1年
取締役会出席状況
11/11回

[略歴、当社における地位及び担当]

2002年11月	司法試験合格	2011年7月	ニューヨーク州弁護士登録
2004年10月	弁護士登録（大阪弁護士会）	2011年12月	君合法律事務所（北京）勤務
2004年10月	梅ヶ枝中央法律事務所入所（現弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所）	2013年6月	北京大学ロースクール修士課程修了
2008年3月	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所パートナー弁護士（現任）	2016年4月	株式会社鎌倉新書社外取締役監査等委員（現任）
2010年5月	デューク大学ロースクール修士課程（LL.M）修了	2019年6月	株式会社ココカラフイン（現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー）社外取締役（現任）
2010年8月	マスダ・フナイ・アイファードミッチェル法律事務所（シカゴ）勤務	2023年4月	MIC株式会社 社外監査役（現任）
		2025年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

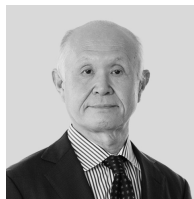
河合順子氏は、弁護士として企業法務、コンプライアンス分野での豊富な経験や専門的知見を有しております。企業が果たすべき責任に対する要求が年々高まるなかで、同氏には、当該知見を活かし独立した客観的な立場から実効性の高い経営の監督等を行っていただくことを期待します。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 河合順子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、河合順子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、河合順子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社の株式数には、高島役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
7. 河合順子氏は、2025年6月24日開催の第137回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役候補者と異なっております。
8. 取締役会出席状況について、上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

う じ た あ き ふ み (1957年8月5日生)
宇治田 明 史

男性

再 任

社 外
独 立

所有する当社の株式数
10,868株
在任年数
4年
取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1980年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2011年8月	同社取締役 執行役員 管理本部長
1999年1月	同行 ニューヨーク支店副支店長	2017年6月	同社取締役 上席執行役員 管理本部長
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）米州事務第一部部長	2021年6月	同社取締役 常務執行役員 管理本部管掌
2009年5月	株式会社サカタのタネ 入社	2021年8月	同社コーポレートガバナンスアドバイザー（顧問職）
2009年6月	同社執行役員 経理部長	2022年6月	当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宇治田明史氏は、29年間にわたる金融機関での業務経験と事業会社での10年間の役員経験を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

2

しの
篠

れん
連

(1957年2月26日生)

女性

再任

社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

所有する当社の株式数	1986年10月	司法試験合格	2016年6月	シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2,242株	1989年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）		
在任年数	1990年1月	光和総合法律事務所設立に参加	2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
8年		光和総合法律事務所パートナー弁護士（現任）	2019年6月	前田建設工業株式会社社外監査役
取締役会出席状況			2022年6月	同社社外監査役退任
15/15回				

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠連氏は、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。法的側面からの視点で当社の経営ガバナンスの向上に貢献し得る人物と評価しております。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、かかる点を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

3

あおき
青木

やすし
寧

(1955年4月16日生)

男性

再任

社外
独立

所有する当社の株式数
18,242株
在任年数
6年
取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月	花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社	2014年3月	花王株式会社人材開発部門統括兼株式会社カネボウ化粧品代表取締役 取締役会議長
2000年2月	同社人事部門組織・企画グループ部長		
2004年3月	同社人事開発部門統括	2015年3月	花王株式会社常務執行役員
2011年3月	株式会社カネボウ化粧品取締役常務執行役員人事総務部門統括	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木寧氏は、人事・総務・企画部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

4

さか もと しゅう いち
坂本 修一

(1957年10月13日生)

男性

再任

社外

所有する当社の株式数
4,847株

在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1981年4月	旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社	2016年6月	同社取締役常務執行役員（経営企画・経理財務・IT・IR担当）CFO
2003年12月	旭化成ケミカルズ株式会社 AN事業部 AN営業部長	2019年4月	同社取締役専務執行役員（ヘルスケア領域担当）
2011年4月	同社執行役員機能樹脂事業部長	2023年3月	日華化学株式会社社外取締役（現任）
2014年4月	同社取締役常務執行役員 AN事業部長	2023年4月	旭化成株式会社取締役
2014年11月	旭化成株式会社上席執行役員経営戦略室長	2023年6月	同社顧問
2016年4月	同社常務執行役員（経営企画・経理財務・IT・IR担当）CFO	2024年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任） 三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本修一氏は、石油化学及びヘルスケア領域での事業経験、また経営企画・経理財務・IT部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

5

じんのりえ
神野紀恵

(1967年2月11日生)

女性

新任

社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

所有する当社の株式数	1990年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2015年4月	国立研究開発法人防災科学技術研究所監事（非常勤）
0株	1994年3月	公認会計士登録		
在任年数	2001年5月	神野公認会計士事務所開設（現任）		
一年	2001年9月	税理士登録		
取締役会出席状況				
一回				

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神野紀恵氏は、公認会計士、税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 宇治田明史氏、篠連氏、青木寧氏、坂本修一氏は社外取締役候補者であります。また、神野紀恵氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、宇治田明史氏、篠連氏、青木寧氏、坂本修一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。また、神野紀恵氏の選任が承認された場合は同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、宇治田明史氏、篠連氏、青木寧氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、神野紀恵氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者の独立性について

- 宇治田明史氏は、過去に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあります。2010年3月に同行を退行しております。
- 坂本修一氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である旭化成株式会社の業務執行者であったことがあります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、高島役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
8. 取締役会出欠状況について、上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。
9. 篠連氏は2026年6月22日をもってシナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）を退任する予定です。

ご参考 取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会が備えるべき分野（経験・知見・能力）とそれぞれの取締役が特に専門性を発揮できる分野を一覧化したスキルマトリックスは次の通りです。

第2号議案並びに第3号議案が原案通り承認可決されますと、当社の取締役のスキルマトリックスは以下の通りになります。

なお、役職は本定時株主総会後の取締役会をもって正式に決定する予定です。

		役職名	企業経営	営業 事業開発	財務 ファイナ ンス M&A	マーケティ ング 企画・IR	I T デジタル	人財 労務 組織開発	法務 リスクマネ ジメント 監査	グローバ ル経験	製造 技術 研究開発
高島 幸一	男性	代表取締役会長 会長執行役員 CEO	●	●		●				●	
山本 明	男性	代表取締役社長 社長執行役員 COO	●	●							
後藤 俊夫	男性	取締役 専務執行役員	●	●						●	●
河合 順子	女性	社外取締役							●	●	
宇治田 明史	男性	社外取締役 (常勤監査等委員)	●		●				●	●	
篠 連	女性	社外取締役 (監査等委員)							●		
青木 寧	男性	社外取締役 (監査等委員)	●			●		●	●		
坂本 修一	男性	社外取締役 (監査等委員)	●	●	●	●	●	●		●	
神野 紀恵	女性	社外取締役 (監査等委員)			●				●		

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない社外取締役を除く。）の報酬内容改定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）の報酬額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、年額3億2,000万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、持続的な企業価値向上へのインセンティブをより明確化し、機動的な報酬体系を構築するため、報酬限度額（年額）は現行どおり維持したまま、その内容を以下2.の通り改めることにつき、ご承認をお願いしたく存じます。

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を本議案末尾のとおり変更することを決議しております。

本議案は、取締役に対する報酬制度と当社業績との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、変更後の当該決定方針に沿った内容であり、且つ、当社の報酬委員会での審議・答申を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役の員数は3名となります。

なお、監査等委員会からは、当社業績との連動性等を勘案し、本議案の内容は相当であるとの意見を受けております。

2. 報酬の額及び内容

本議案により承認を求める報酬の額は、引き続き年額3億2,000万円以内といたします。その内容は固定報酬（基本報酬）と業績等連動金銭報酬で構成されるものとします。

固定報酬（基本報酬）の具体的な金額ならびに業績等連動金銭報酬の算定基準および対象となる各取締役への具体的な金額については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定することといたします。なお、従来の「利益連動金銭報酬」は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に廃止いたします。

監査等委員でない社外取締役には、客観性の観点から業績等連動金銭報酬は支給いたしません。

【ご参考：変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を以下のとおりに変更することを決議しております。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足りる報酬制度を前提に、個々の取締役報酬については、他社水準、従業員給与等とのバランスを考慮し、役位に応じた適切な報酬水準となることに重点を置いております。

また、連結グループ業績の向上を意識した経営となるよう個人貢献度を評価に取り込んだ業績等連動金銭報酬制度を導入し、あわせて中長期において持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との価値共有を明確化させるため譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

各報酬の割合に関しては、概ね固定報酬60%：変動報酬30%：株式報酬10%を目安としております。

なお、取締役報酬の客観性とその説明責任を十分に果たすことを目的に、代表取締役と非業務執行取締役全員で構成し非業務執行取締役を委員長とする報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置し、取締役会において適正に取締役の個人別の報酬等を決定することとしております。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬として、役位ごとにあらかじめ定められた額を年額とし、これを12分割した額を毎月支給いたします。

b. 業績等連動金銭報酬に関する方針

業績等連動金銭報酬は、役位ごとにあらかじめ定められた基準額に、同じくあらかじめ定められた共通の基準月数と、当社グループ連結の業績等達成度に応じた評価係数に個人貢献度に対する評価係数を加算した係数とを乗じて、各対象取締役への支給額を算出いたします。なお、支給は各事業年度に関する定時株主総会の日以後1か月以内に行うこととしております。

c. 株式報酬に関する方針

取締役選任時（重任含む。）に譲渡制限付株式を、役位別に定めた額に相当する株式を付与しております。なお、譲渡制限は取締役退任時に解除されます。

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
1単元の株式の数	100株
ホームページアドレス	https://www.tak.co.jp/ja/index.html

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
住友不動産千代田ファーストウイング1階
ベルサール神保町アネックス



◎交通機関のご案内

J R線：中央・総武線（各駅停車）	……	水道橋駅	西口出口より	徒歩	8分
地下鉄					
半蔵門線・東西線・都営新宿線		九段下駅	5番出口より	徒歩	5分
半蔵門線・都営新宿線・都営三田線		神保町駅	A2番出口より	徒歩	2分